

普通交付税に関する省令の一部を改正する省令について

令和元年 7 月
自治財政局交付税課

1. 改正理由

令和元年度の各地方団体に交付すべき普通交付税の額の決定にあたり、普通交付税の算定方法等を変更するため、普通交付税に関する省令（昭和 37 年自治省令第 17 号）の一部を改正する。

2. 省令案の内容

- 「まち・ひと・しごと創生事業費」に係る算定関係
人口減少等特別対策事業費においては「取組の必要度」から「取組の成果」に応じた算定へ、地域の元気創造事業費においては「行革努力分」から「地域経済活性化分」の算定へ、それぞれ 340 億円シフト。
- 児童虐待防止対策の強化に係る算定関係
「社会福祉費」における児童福祉司に要する経費について、「虐待相談対応件数」を用いた補正係数に関する規定を新設。
- 東日本大震災関係
東日本大震災の被災団体に対し、普通態容補正に用いる地域区分（種地）に係る点数の算定方法等について、特例措置を講じる規定を整備。
- その他所要の年次更新
それぞれの費（税）目について、測定単位の数値の算定方法及び各補正係数等を年次更新。

3. 施行期日

令和元年 7 月 23 日に公布・施行（普通交付税の額の決定日と同日）